

# 1 章 総合管理計画と今後の取組

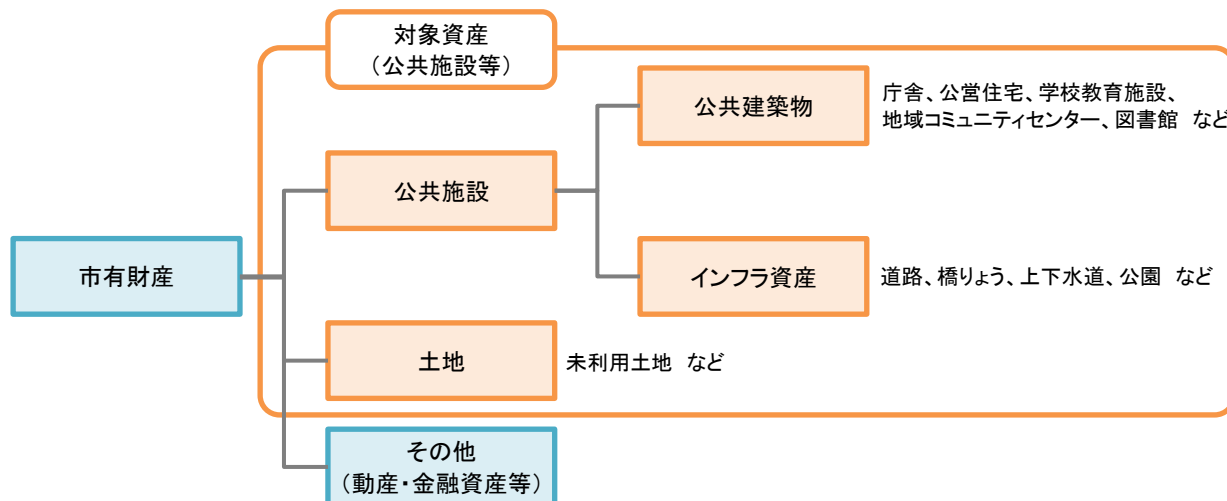
## 1. 総合管理計画の概要

### (1) 計画期間と対象の公共施設等

高度経済成長期及び人口が著しく増加した時期に建設された建築物やインフラ資産の建て替え・更新時期を見据え、平成 28 年度から 40 年間で総合管理計画の対象期間としました。

また、本市が保有する全ての公共施設及び土地を対象とします。分類は以下のとおりです。

- ① 市民が利用する施設
  - ② 庁舎等の行政施設
  - ③ 道路・橋梁等のインフラ資産
  - ④ 公営企業会計の施設
  - ⑤ 公共用地
- } 本計画の対象範囲



### (2) 課題

公共建築物について、今の水準・規模で公共建築物を維持し続けることは、費用的に困難です。今後、人口が減少する中で、施設の利用状況や地域バランス等を考慮しながら、施設の集約や廃止を進めていく必要があります。

また、公共建築物の保有量を削減しながら、施設をできるだけ長く使えるように工夫していくことが必要です。

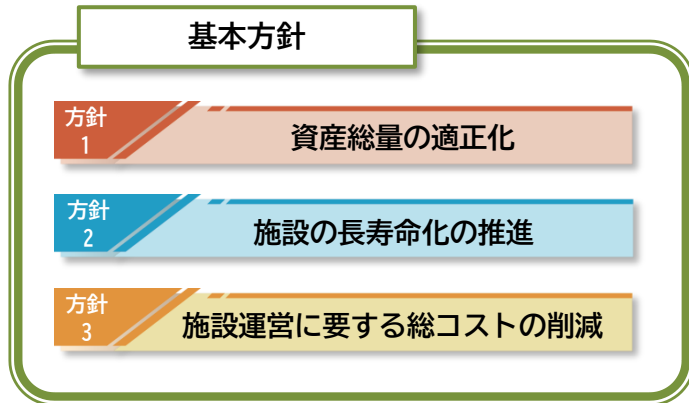
インフラ資産の中には、下水道の配管など建設後 60 年以上経過するものもあり、今後急速に老朽化が進みます。

これらのインフラ資産の維持更新費用の増加について、財政的な制約の範囲内で、効率的かつ計画的に対応していくことが課題となります。

土地については、施設の廃止や集約によって生じる跡地や市が保有する未利用地については、売却することを基本としつつ、土地の所在地や周辺の公共施設の老朽化の状況によっては、施設の集約や建替えの敷地としての活用が有効な場合も考えられることから、市有財産活用・調整会議などを通じて、有効活用策についても検討します。

### (3) 基本方針

公共施設等を取り巻く現状及び課題を踏まえ、本市が財政の持続可能性を維持しながら、公共施設等を安全かつ適切に維持していくため、総合管理計画では、以下の3項目を基本方針として設定します。



#### 方針 1 資産総量の適正化

公共施設等の設置目的及び人口減少や年齢構造の変化に起因する市民ニーズを踏まえた施設の役割・必要性について検討を行い、費用対効果を見極めながら資産総量の適正化に取り組みます。

公共建築物の更新等にあたっては、施設の複合化や類似施設の統廃合を図ることはもとより、国や県、あるいは民間の類似施設の配置を考慮しながら適正配置を目指すとともに、跡地の売却や有効活用を行うことにより、資産総量の適正化に取り組みます。

#### 方針 2 施設の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断により計画保全に努め、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組みます。

#### 方針 3 施設運営に要する総コストの削減

建築物やインフラの新設にあたっては、整備後の補修を考慮した設計を行うことなどにより、修繕費用の軽減を図るとともに、ランニングコストを抑制できるような工夫も行います。

また、民間企業等のノウハウや資金を積極的に活用することも検討し、PPP/PFI手法など、民間活力の導入にも積極的に取り組みます。

さらに、施設の運営については、市民協働の視点や受益と負担の観点からも検討を行い、これまでのあり方を見直します。

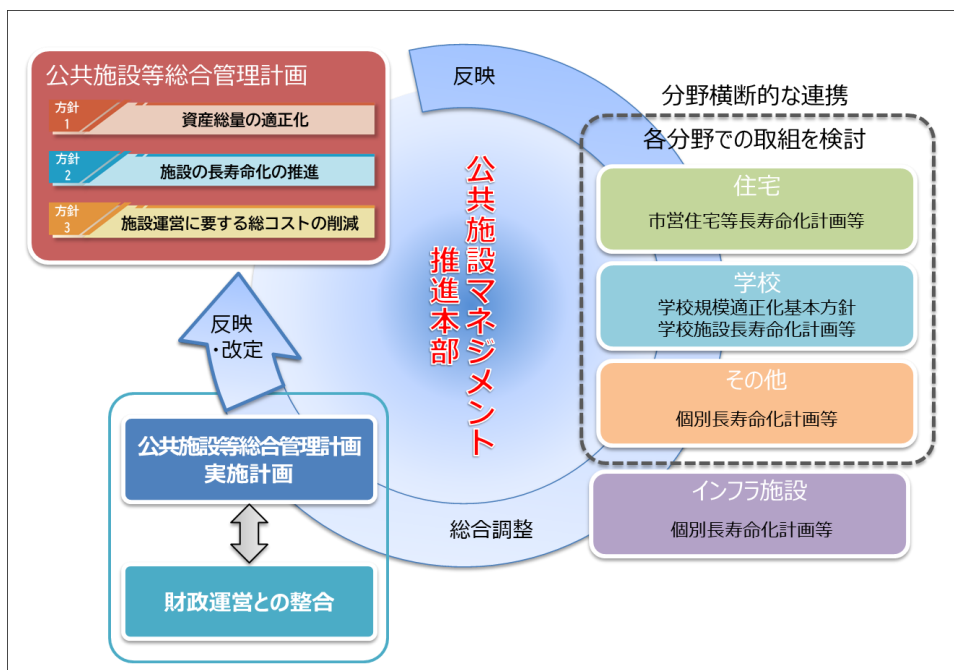
## 2. 公共施設マネジメントの取組

### (1) 公共施設マネジメント推進本部

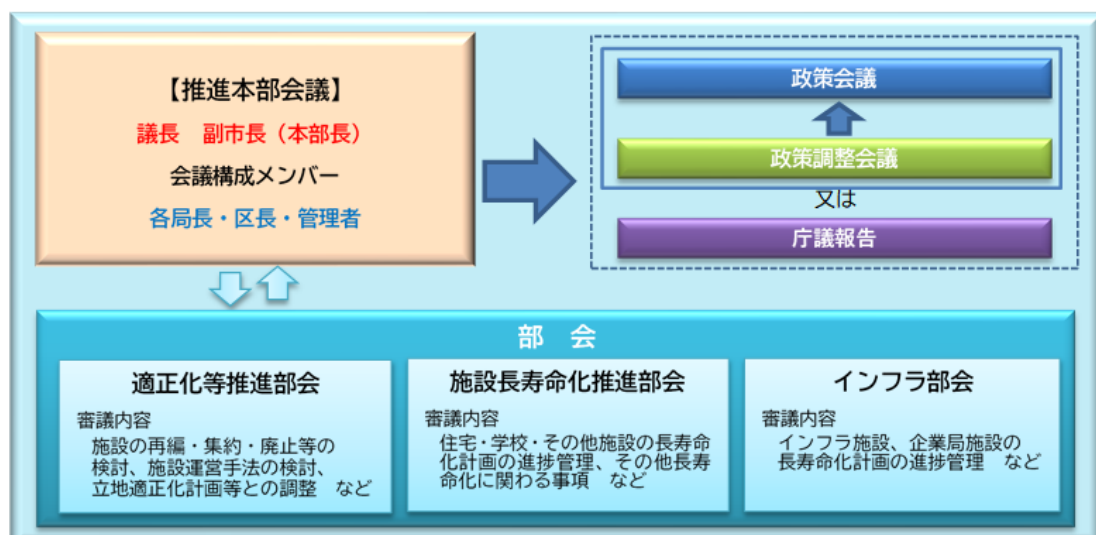
総合管理計画の推進及び同実施計画策定・見直しに向けて、資産総量の適正化や施設の長寿命化等に向けた各種取組（個別長寿命化計画策定・見直しや個別施設のあり方検討など）の進捗管理並びに円滑な庁内連携を図るため、「熊本市公共施設マネジメント推進本部」を設置しました。

今後は、各分野・施設で策定した個別長寿命化計画等を踏まえ、本市の財政運営との整合を図りつつ、今後5年間の大規模改修や建替え、さらには施設の用途廃止等の計画を取りまとめた「公共施設等総合管理計画・実施計画」を毎年度見直ししながら、各種取組についての進捗管理や検証を行い、公共施設マネジメントの取組を着実に推進していくこととしています。

#### ○公共施設マネジメントの取組イメージ



#### ○公共施設マネジメント推進本部



## (2) 具体的な再編等の取組

### 1) 白川公園内複合施設整備事業、及び城南まちづくりセンター等建替事業

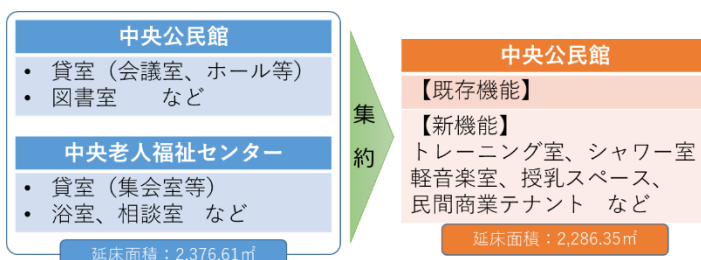
耐震性の問題や、平成 28 年熊本地震で大きく被災し、利用に支障をきたしていることなどの理由で更新を行うこととなった次の施設においては、総合管理計画に掲げる基本方針を踏まえ、近隣公共施設との合築や機能集約を行うことにより、施設規模の適正化や、地域の多様な市民ニーズに応えられる機能の複合化などに取り組んでいます。

#### 中央公民館

(中央区まちづくりセンター)

中央老人福祉センター機能の一部を中央公民館に集約し、施設規模の適正化や多機能化を図るとともに、施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活用しています。

図表 規模適正化・多機能化のイメージ



※ トイレ、廊下などの共有部分や重複する機能の床面積を削減



指定管理者が管理運営する「喫茶・売店しらかわのほり」

#### 城南まちづくりセンター・城南老人福祉センター

(城南まちづくりセンター・高齢福祉課)

城南まちづくりセンター、及び近隣に位置する城南老人福祉センターを合築による建替えを行うことにより、施設規模の適正化や両施設の既存機能及び各種相談機能の集約による健康や生きがいづくり等様々な活動の展開を図ります。

図表 規模適正化・多機能化のイメージ



※ トイレ、廊下などの共有部分や重複する機能の床面積を削減

※ 旧町役場の議場等の床面積を削減

## 2) 旧松尾3校利活用事業 (西区・教育委員会・資産マネジメント課)

平成28年度末に閉校となった旧松尾3校(松尾東小学校、松尾西小学校、松尾北小学校)では、施設を利用して地域活性化に繋がる催事等を実施しています。

また、校舎の空き教室等の有効活用に向けて、地域の方々のご意見もいただきながら、利活用を希望する民間事業者の公募を実施し、下表に記載している利用をご提案いただいた各民間事業者への貸付けを行っています。

各小学校については、地域の拠点となる施設であり、また指定緊急避難場所となっていることから、利活用を行う民間事業者には、地域への貢献や、大規模災害等が発生した際の避難者受け入れ等にご協力いただくこととしています。



旧松尾東小学校



旧松尾西小学校



地域住民との意見交換の様子

施設名	利活用 用途 (令和6年4月1日現在)
旧松尾東小学校	ドローン講習研修施設
旧松尾西小学校	地域包括支援センター分室(ささえりあ)
旧松尾北小学校	(民間事業者への貸付等について公募を実施)



地域包括支援センター分室(ささえりあ)



ドローン講習研修施設

## 3) 公共施設の転用・廃止

① 既存の公共施設を、他の用途に転用した事例は次のとおりです。

No.	実施年度	従前の施設名称	転用後の施設名称
1	H27	萱木集会所	隈庄校区児童育成クラブ
2	H27	幸田高齢者生きがい作業所	田迎地域コミュニティセンター
3	H27	植木公民館山本分館	山本地域コミュニティセンター
4	H27	植木公民館田原分館	田原地域コミュニティセンター
5	H27	植木公民館大和分館	大和地域コミュニティセンター
6	H27	植木公民館やすら木の里分館	桜井地域コミュニティセンター
7	H27	植木公民館田底分館	田底地域コミュニティセンター
8	H30	北部農村運動広場	明德グラウンド

② 公共施設の用途を廃止した事例は次のとおりです。

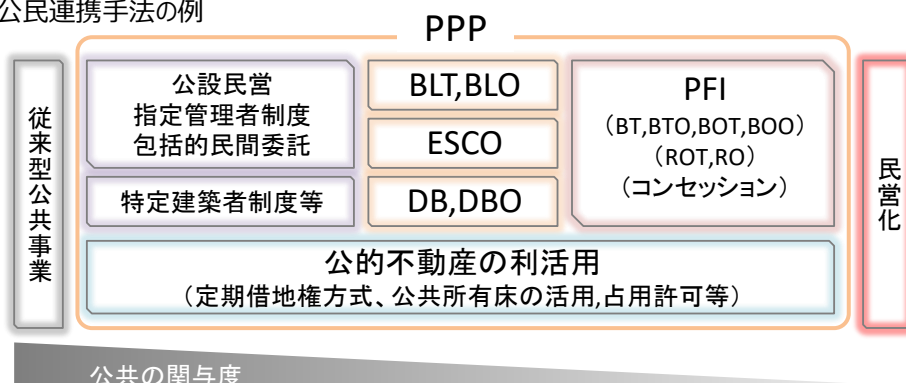
廃止年度	従前の施設名称
H28	みかん実験農場、秋津浄化センター、五郎ヶ池老人憩の家、田迎老人憩の家
H29	母子・父子福祉センター ※
H30	植木温泉福祉交流館、四方寄団地
R元	雁回敬老園、天明多目的農事研修所、九品寺老人憩の家、白坪高齢者生きがい作業所
R4	松尾北老人憩の家
R5	京町高齢者生きがい作業所
R6	西老人福祉センター、河内老人福祉センター、南老人福祉センター、川上老人福祉センター (令和6年4月1日 用途廃止)

※ センターで行われていた相談業務等は母子家庭等就業・自立支援センターにて実施しています。

### (3) 公民連携手法の導入

本市では、公共施設の整備及び運営において、民間事業者のノウハウ等を活用することにより市民サービスの向上やコストの削減を図ることを目的として、PFIによる施設整備やPPPの手法である指定管理者制度の導入などを行ってきました。

図表 公民連携手法の例



#### 1) 公民連携手法による施設整備事例

これまでに公民連携手法により整備を行った公共施設は次のとおりです。

(令和6年4月1日現在)

名称	総合保健福祉センター (ウエルパルクまもと)	桜の馬場 城彩苑	下水汚泥固形燃料化施設
所在地	中央区大江5丁目1番1号	中央区二の丸1番1-1号	南区元三町4丁目1番1号 南部浄化センター内
建築年度	平成19年	平成23年	平成25年
延床面積	8,002.65 m <sup>2</sup>	3,301.36 m <sup>2</sup>	-
事業主体	(株)がまだすコミュニティサービス (S P C)	熊本城観光交流サービス(株) (S P C)	(株)バイオコール熊本南部 (S P C)
事業方式	P F I ( B T O方式)	P F I ( B T O方式)	公設民営 ( D B O方式)
V F M ※	・特定事業選定時 6.8% ・事業者決定時 37.5%	・特定事業選定時 10.5% ・事業者決定時 11.1%	・特定事業選定時 4.9% ・事業者決定時 27.0%
備考		公園施設設置許可により隣接地に飲食店等(桜の小路)を設置 ※延床面積は市有施設のみ	公証処理能力 50 t/日

名称	新西部環境工場	新熊本市市民病院	金峰山自然の家 (ヤマガラビレッジ)
所在地	西城区山薬師2丁目12番1号	東区東町4丁目1番60号	西区池上町3071-5
建築年度	平成28年	令和元年	令和6年
延床面積	12,723.52 m <sup>2</sup>	39,810.67 m <sup>2</sup>	834.56 m <sup>2</sup>
事業主体	(株)エココミュニティまもと (S P C)	大林組・久米設計・産統設計・西松建設・豊工務店特定建設工事共同企業体	金峰山ビレッジ(株) (S P C)
事業方式	公設民営(D B O方式)	公設公営(D B方式)	P F I(B T O方式)
V F M ※	・特定事業選定時 6.5% ・事業者決定時 28.3%	-	・特定事業選定時 約5.2% ・事業者決定時 約6.2%
備考	280 t/日(140 t/日×2 炉)	定期賃貸借方式により保険薬局等のサービスを提供(※)	・延床面積は、PFI 事業で整備したものを示す。 ・施設全体の延床面積 2,666.17 m <sup>2</sup>



桜の馬場 城彩苑



新西部環境工場



金峰山自然の家(ヤマガラビレッジ)

※ 定期賃貸借方式による保健薬局等のサービス提供について

新熊本市市民病院では、定期賃貸借方式により民間事業者が次の各施設を設置しており、民間事業者のノウハウによって効果的、効率的にサービスの提供が行われています。また、市は本契約に基づき賃料収入を得ることで新たな財源としています。

主な施設	サービス内容等
保険薬局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救急管理を要する妊婦・児の周産期医療の充実や市民の安心安全を24時間確保する二次救急医療体制の強化に資する機能</li> <li>・地域包括ケアシステム確立のためのかかりつけ薬局(地域薬局)の推進に資する機能</li> <li>・薬剤等の提供を円滑に行い利用者の利便性向上</li> </ul>
コンビニ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医材の取り扱いを依頼し、利用者・医療者双方に利便性があること</li> <li>・利用者・職員の買い物、各種サービス利用による利便性向上</li> <li>・災害時の供給拠点としての機能</li> </ul>
カフェ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者・職員の食事利用による利便性向上</li> </ul>



## 2) 民間施設を活用した施設整備事例

PFI などの手法による施設整備のほかにも、民間事業者が整備した施設内に区分所有権を取得し、公共施設を整備することにより、市民が利用しやすい場所でのサービス提供や、施設整備コストの縮減等を図ったものがあります。

施設名	民間施設（一部）
現代美術館	商業施設、ホテル、オフィス、駐車場など
森都心プラザ	マンション、オフィスなど
熊本城ホール	商業施設、ホテルなど

## 3) 指定管理者制度による施設管理

本市における公の施設については、指定管理者制度を導入し民間事業者により管理運営されているものが多くあります。民間事業者のノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズへの確に対応するとともに、施設の管理運営コストの削減に取り組んでいます。

導入事例の中には、熊本城ホールや熊本市植木地域農産物の駅のように収益性の高い施設に指定管理者制度を導入し、施設利用者からの利用料金収入等のみで管理運営経費を賄う独立採算により管理運営を行っているものもあります。

## 4) 熊本市公民連携プラットフォームでの取組

今後の公共施設マネジメントの取組にあたっては、公民連携手法などの導入により民間事業者のノウハウ等を活用していくことが重要だと考えています。そのため、市職員の PPP/PFI 事業に関するノウハウや案件形成能力の向上、また、行政と民間との対話を継続的に実施していく場として、令和元年度に「熊本市公民連携プラットフォーム」を設置しました。

本プラットフォームでは、公共施設の整備や運営、公的不動産の利活用などにおいて、民間事業者の意見や提案等を把握し、新たな事業案件の形成や事業の進展を図ることなどを目的としたマーケットサウンディングを実施しています。

なお、本プラットフォームは、内閣府及び国土交通省による支援事業である「PPP/PFI 地域プラットフォーム制度」における「協定プラットフォーム」の一つに選ばれており、この制度に基づき、公民連携に関する専門家の講師派遣などのご支援をいただいています。

### ○これまでに実施したマーケットサウンディング

実施年度	名称
平成 29 年度	・熊本市動植物園遊具等更新事業に関するマーケットサウンディング（動植物園） ・旧 松尾東・西・北 小学校の今後の利活用に関するマーケットサウンディング （西区・教育委員会・資産マネジメント課）
平成 30 年度	・熊本市水前寺江津湖公園の魅力向上に向けたマーケットサウンディング（公園課・動植物園）
令和元年度	・旧植木温泉福祉交流館の利活用について（北区総務企画課） ・旧松尾北小学校の利活用事業（西部まちづくりセンター） ・森都心プラザの利活用事業（商業金融課） ・水前寺競技場整備事業（スポーツ振興課）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市公共施設包括管理委託事業（建築保全課）</li> <li>・熊本藩川尻米蔵跡地活用事業（文化振興課）</li> <li>・東部まちづくりセンター等整備事業（東部まちづくりセンター）</li> <li>・熊本市市有施設照明 LED 化事業（環境政策課）</li> <li>・旧市民病院跡地の売却等について（市民病院）</li> <li>・公設公民館の（仮称）アクティブセンター化（生涯学習課）</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市営高平団地建替事業（市営住宅課）</li> <li>・小規模事業における PPP/PFI の導入可能性について（建築保全課）</li> <li>・金峰山少年自然の家の再建における公民連携手法の導入可能性について（青少年教育課）</li> <li>・旧植木温泉福祉交流館の利活用に向けた公募資料案について（北区総務企画課）</li> <li>・城南老人福祉センター移転後の利活用について（資産マネジメント課）</li> <li>・旧秋津浄化センターの跡地利活用について（浄化対策課）</li> <li>・水前寺江津湖公園ほか公園における Park-PFI 導入の可能性について（公園課）</li> <li>・総合体育館・青年会館空調改修における ESCO 等の導入可能性について（スポーツ振興課）</li> <li>・高架道路下の利活用について～平成駅（JR九州_豊肥本線）～（都市整備景観課）</li> <li>・下水道管路施設維持管理業務における包括的民間委託について（管路維持課）</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金峰山少年自然の家再建事業（青少年教育課）</li> <li>・市有財産の利活用について（旧井場の下団地跡地、旧植木町立病院跡地） （資産マネジメント課）</li> <li>・坪井川緑地における公園再整備・管理運営の官民連携事業化について（北区土木センター維持課）</li> <li>・市有建築物の整備におけるデザインビルド、ECI 方式の可能性について（建築保全課）</li> <li>・三加和温泉ふるさと交流センター・和水町緑彩館の民営化（和水町 商工観光課）</li> <li>・白浜分校の利活用について（資産マネジメント課、教育政策課、河内まちづくりセンター）</li> <li>・指定管理者制度の運用について（資産マネジメント課）</li> <li>・高平団地建替え事業について（住宅政策課）</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧小天東小学校跡地の利活用に関するサウンディング型市場調査（玉名市）</li> <li>・蓮政寺公園の魅力向上に向けた Park-PFI の導入可能性について（公園課、地域活動推進課、中央区まちづくりセンター）</li> <li>・天明校区施設一体型義務教育学校整備後の閉校後利活用（学校改革推進課）</li> <li>・熊本市営高平団地・大窪団地集約建替事業（住宅政策課）</li> <li>・天明校区施設一体型義務教育学校整備事業（学校改革推進課）</li> <li>・坪井川緑地（公園）における Park-PFI 等の官民連携事業導入可能性について（公園課、北区土木センター維持課）</li> </ul>

令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤園中学校及び城東小学校並びに江南中学校、向山小学校及び向山幼稚園の学校整備事業（教育改革推進課）</li> <li>・天明校区施設一体型義務教育学校整備後の4小学校の閉校後利活用（教育改革推進課）</li> <li>・旧北部クリーンセンターの利活用（廃棄物計画課）</li> <li>・和水町特別養護老人ホームきくすい荘（指定介護老人福祉施設）建て替え後の民間事業者の参入意欲について（和水町）</li> <li>・河内まちづくりセンター長寿命化等事業及び未利用地公的不動産の利活用（河内まちづくりセンター）</li> <li>・オンサイト PPA、オフサイト PPA モデルによる太陽光発電設備の導入事業（脱炭素戦略課）</li> <li>・旧植木温泉福祉交流館の利活用（北区総務企画課）</li> <li>・旧松尾北小学校・旧松尾西小学校利活用事業（西部まちづくりセンター）</li> <li>・坪井川緑地における公園再整備・管理運営等の官民連携事業化について（北区土木センター維持課）</li> <li>・橋梁の包括的な維持管理の検討（道路保全課）</li> <li>・特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）施設整備後の民営化について（和水町）</li> <li>・天草地域職員住宅集約化事業（熊本県）</li> </ul>
-------	--



公民連携プラットフォームの様子



官民意見交換会の様子



現地見学会の様子



行政職員意見交換会の様子

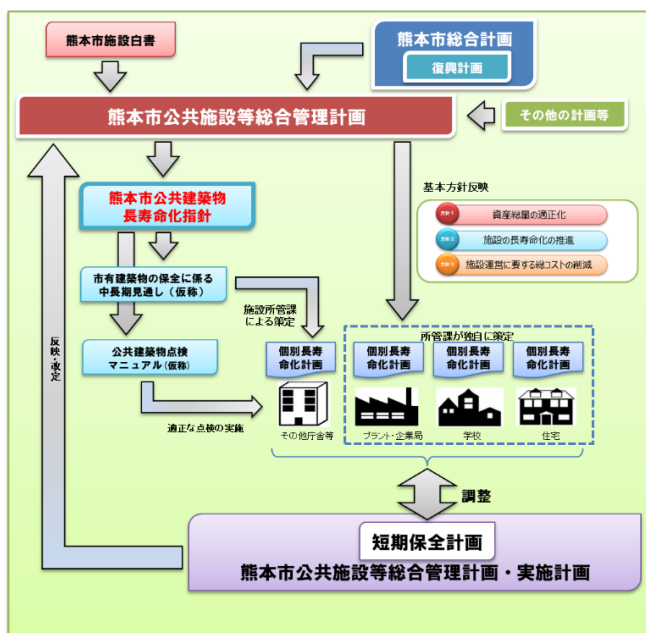
#### (4) 施設長寿命化の推進と安全確保に向けた取組

##### 1) 熊本市公共建築物長寿命化指針・個別長寿命化計画

公共建築物の計画的な保全・整備や適切な維持管理に関する取組方針を示し、建築物ごとの個別長寿命化計画や、必要なマニュアル等の整備を進めるため、平成29年度に「熊本市公共建築物長寿命化指針」を策定しました。

また、長寿命化指針に基づき、令和元年度には各施設の「個別長寿命化計画」を策定しました。

各個別長寿命化計画で予定される工事の優先度を判定し、財政運営との整合を図った上で、毎年度更新される5年間の実施計画に反映し、市有建築物の長寿命化事業を進めています。



##### 2) 体制の構築

施設の長寿命化の推進や事業費の調整を目的として、令和元年度より公共施設マネジメント推進本部の組織下に施設長寿命化推進部会を設置しました。

また、同じく令和元年度より公共建築物の長寿命化推進を担う組織として公共建築部を新設し、従来からあった営繕課・設備課に加え新たに建築保全課を配置しました。建築保全課では、施設長寿命化推進部会の運営を担い、市営住宅課・学校施設課と連携を図りながら長寿命化事業を推進するとともに、保全に関する施設所管課への技術的な支援などを行っています。

##### 3) 熊本市市有建築物保全要綱の制定

熊本市市有建築物保全要綱を令和3年(2021年)4月1日に施行し、市有建築物の適正な保全に取り組んでいます。(最終改正 令和6年(2024年)1月15日)

##### 4) 施設管理担当者向け研修・保全だより

施設保全責任者及び担当者(以下、「施設保全責任者等」という。)の施設保全の責務に関する意識や維持管理に関する知識の向上を目的に毎年、保全連絡協議会や公共建築物点検マニュアル実地研修を開催しています。

また、令和元年度より、定期的な日常点検や適正な保全業務の啓発を目的に、『保全だより』を発行し、庁内電子掲示板に掲載しています。



公共建築物点検マニュアル実地研修の様子



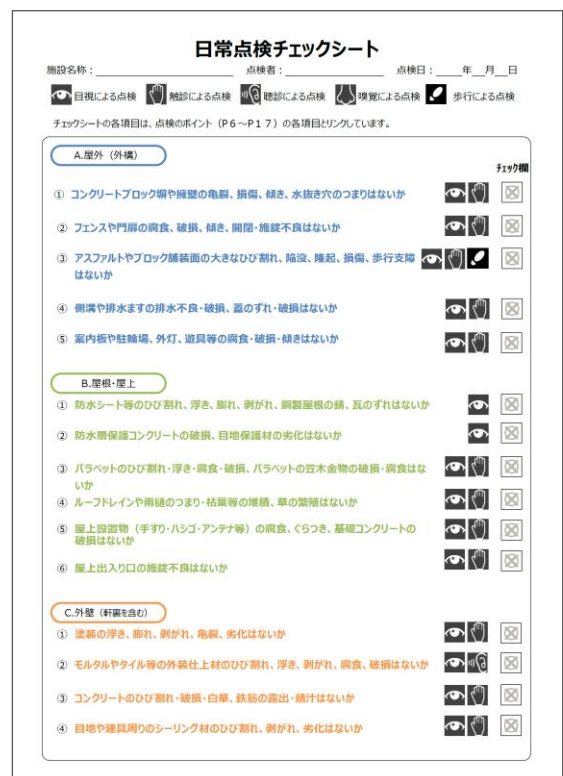
安全だより

## 5) 日常点検の強化

建築物を点検するための基礎知識やチェックシートなどをまとめた「熊本市公共建築物点検マニュアル」を平成31年3月に作成し、施設保全責任者等が実施する日常点検に活用することで、不具合の早期発見・対応につなげています。



熊本市公共建築物点検マニュアル



日常点検チェックシート

## 6) 定期点検・保守点検の実施

建築基準法による定期点検や各種設備の保守点検は、建物の規模や付属する建築設備の有無によって実施する専門的な点検です。市営住宅については指定管理者によって、学校施設については教育委員会学校施設課によって実施しています。住宅・学校以外の施設については、一部を除き建築保全課で集約して実施しています。



外壁タイルの点検状況



施設内部の点検状況

## 7) 定期点検等の結果を踏まえた対応状況

定期点検や保守点検によって確認された不具合については、緊急度や安全性を考慮し、緊急性の高いものから優先して解消し、施設の安全確保に努めています。

## 8) 施設別の主要な点検項目及び保全実施状況

施設毎に実施している点検項目及び保全実施状況（主に令和5年度工事）については次のとおりです。なお、掲載している施設は市営住宅、学校、その他主な市民利用施設となっています。

また、関係法令毎に必要な点検・検査等を「(参考) 主な法定点検一覧表」に記載しています。

【市営住宅】

No.	施設名称	主要な点検項目								保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検				日常点検	
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	昇降機	給水	浄化槽		
1	大江団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
2	渡鹿団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
3	宮内団地	-	-	-	-	-	-	-	●	
4	菅原団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
5	本荘団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
6	新町団地	●	●	●	-	-	●	-	●	
7	南熊本団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
8	本荘東団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
9	琴平団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
10	九品寺第一団地	●	●	●	●	-	●	-	●	・外壁改修及び屋上防水改修
11	九品寺第二団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
12	琴平第二団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
13	古川町シティハウス	●	●	●	●	●	●	-	●	
14	江原団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
15	橋出団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
16	世安団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
17	黒髪団地	●	●	●	●	-	-	-	●	
18	帯山団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
19	出水団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
20	萩原団地	●	●	●	●	-	●	-	●	・外壁改修及び屋上防水改修
21	万石南団地	●	●	●	●	●	-	-	●	
22	万石団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
23	亀井団地	●	●	●	●	-	-	-	●	
24	堂の前団地	●	●	●	●	●	-	-	●	
25	高平団地	●	●	●	-	-	-	-	●	
26	新地団地	●	●	●	●	●	●	-	●	・屋上防水改修
27	楠団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
28	武蔵ヶ丘団地	●	●	●	-	-	●	-	●	
29	大窪団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
30	上ノ窪団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
31	楠第二団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
32	鹿子木団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
33	弓削第二団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
34	下硯川団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
35	田底団地	-	-	-	-	-	-	-	●	
36	豊田団地	●	●	●	●	-	-	●	●	
37	山本団地	●	●	●	●	●	●	●	●	
38	菱形団地	-	-	-	-	-	-	●	●	
39	西宮原 A 団地	-	-	-	-	-	-	-	●	

No.	施設名称	主要な点検項目								保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検				日常点検	
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	昇降機	給水	浄化槽		
40	西宮原 B 団地	-	-	-	-	-	-	-	●	
41	西宮原 C 団地	-	-	-	-	-	-	-	●	
42	西宮原 D 団地	-	-	-	-	-	-	-	●	
43	西宮原 E 団地	-	-	-	-	-	-	-	●	
44	西宮原 F 団地	-	-	-	-	-	-	-	●	
45	西宮原 G 団地	-	-	-	-	-	-	-	●	
46	荻迫団地	-	-	-	-	-	-	●	●	
47	鏡田団地	-	-	-	-	-	-	-	●	
48	舞尾団地	-	-	-	-	-	-	-	●	
49	田原団地	-	-	-	-	-	-	●	●	
50	広住団地	●	●	●	●	-	-	-	●	
51	豊田南団地	●	●	●	●	-	-	●	●	
52	北上団地	●	●	●	●	-	-	-	●	
53	託麻団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
54	東町団地	●	●	●	-	-	●	-	●	・屋外給水設備改修
55	東本町団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
56	長嶺団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
57	長嶺西団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
58	尾ノ上団地	●	●	●	●	-	●	-	●	・外壁改修及び屋上防水改修
59	新南部団地	●	●	●	●	-	●	-	●	・外壁改修及び屋上防水改修
60	戸島団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
61	東尾ノ上団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
62	下南部団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
63	佐土原団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
64	東町桜団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
65	月出団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
66	桜北団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
67	灰塚団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
68	秋津団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
69	長嶺東団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
70	新南部第二団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
71	月出西団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
72	小山団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
73	画図重富団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
74	野越団地	●	●	●	●	-	●	-	●	・屋外給水設備改修
75	八幡団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
76	笛田団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
77	横林団地	●	●	●	●	-	●	-	●	・外壁改修及び屋上防水改修
78	栗ノ内団地	●	●	●	●	-	●	-	●	・外壁改修及び屋上防水改修
79	野田団地	●	●	●	●	-	●	-	●	・外壁改修及び屋上防水改修
80	田迎団地	●	●	●	●	-	●	-	●	・外壁改修及び屋上防水改修

No.	施設名称	主要な点検項目								保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検				日常点検	
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	昇降機	給水	浄化槽		
81	上ノ郷団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
82	城南団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
83	日吉団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
84	薄場団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
85	銭塘団地	●	●	●	●	-	-	●	●	
86	土河原団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
87	合志団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
88	南部中央団地	●	●	●	●	●	-	-	●	
89	白藤団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
90	鉾町団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
91	国町団地	-	-	-	-	-	-	-	●	
92	廻江団地	●	●	●	●	●	-	-	●	
93	本町団地	-	-	-	-	-	-	-	●	
94	塚原団地	-	-	-	-	-	●	-	●	
95	萱木公営団地	-	-	-	-	-	-	-	●	
96	花園上の原団地	●	●	●	●	-	-	-	●	
97	花園団地	●	●	●	●	-	-	-	●	
98	石神団地	●	●	●	●	●	-	-	●	
99	高橋団地	●	●	●	●	●	-	-	●	
100	荒尾団地	●	●	●	●	●	-	-	●	
101	半田団地	●	●	●	●	●	-	-	●	
102	団子原団地	●	●	●	●	-	●	-	●	・外壁改修及び屋上防水改修
103	小島団地	●	●	●	●	-	●	-	●	・外壁改修及び屋上防水改修
104	池上団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
105	上代団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
106	井芹団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
107	温泉団地	●	●	●	●	-	●	●	●	
108	上高橋団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
109	大塘団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
110	池田上の原団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
111	上岩迫団地	●	●	●	●	●	-	-	●	
112	山下団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
113	川鶴団地	●	●	●	-	-	●	-	●	
114	本山団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
115	二本木団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
116	宇留毛団地	●	●	●	-	-	●	-	●	
117	若葉団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
118	栄第一団地	●	●	●	●	-	-	-	●	
119	栄第二団地	●	●	●	●	-	●	-	●	
120	塚原Ⅱ団地	-	-	-	-	-	●	-	●	
121	下宮地団地	-	-	-	-	-	●	●	●	

No.	施設名称	主要な点検項目								保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検				日常点検	
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	昇降機	給水	浄化槽		
122	春日団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
123	春日第二団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
124	塚原第二団地	●	●	●	●	-	-	●	●	
125	舞原第一団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
126	舞原第二団地	●	●	●	●	-	-	-	●	
127	大江第二団地	●	●	●	●	●	●	-	●	
128	秋津第二団地	●	●	●	●	-	-	-	●	
129	舞原第三団地	●	●	●	●	-	-	-	●	
130	南熊本第二団地	●	●	●	●	●	●	-	●	

【学校（小学校）】

No.	施設名称	主要な点検項目										保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検						日常点検		
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	昇降機	受変電設備 ・ 発電設備	給水	浄化槽	空調			プール
1	壺川小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	
2	碩台小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	校舎トイレ洋式化改修
3	白川小学校	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	
4	城東小学校	●	-	●	●	-	●	●	●	●	●	●	
5	慶徳小学校	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	
6	一新小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	
7	五福小学校	●	-	●	●	-	-	●	-	●	●	●	ボイラー改修
8	向山小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	
9	黒髪小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	校舎トイレ洋式化改修 体育館改修
10	大江小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	校舎トイレ洋式化改修
11	本荘小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	
12	春竹小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	
13	古町小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	
14	春日小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	
15	城西小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	
16	花園小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	プールろ過機改修
17	池田小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	
18	出水小学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●	校舎トイレ洋式化改修
19	白坪小学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●	校舎トイレ洋式化改修
20	画図小学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●	第21-1棟校舎屋上防水改修 第9棟校舎トイレ洋式化改修
21	砂取小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	昇降機	受変電設備 ・発電設備	給水	浄化槽	空調	プール			
22	健軍小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	第23棟校舎外壁改修 第27棟校舎3階改修	
23	清水小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	校舎トイレ洋式化改修	
24	日吉小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
25	川尻小学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
26	力合小学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
27	御幸小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
28	田迎小学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●	第13-1棟、13-2棟、13-4棟 校舎南・西側外壁改修 体育館LED改修	
29	高橋小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
30	池上小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
31	城山小学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●		
32	託麻原小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	プールろ過機改修	
33	秋津小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
34	泉ヶ丘小学校	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●		
35	小島小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
36	龍田小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
37	帯山小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	校舎トイレ洋式化	
38	中島小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	校舎トイレ洋式化改修 第15棟校舎、渡り廊下外壁改修 キュービクル改修	
39	白山小学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
40	若葉小学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●	受水槽改修 校舎トイレ洋式化改修	
41	城北小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
42	尾ノ上小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	校舎トイレ洋式化改修	
43	西原小学校	●	-	●	●	-	●	-	-	●	●	●	校舎トイレ洋式化改修	
44	高平台小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
45	楠小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	校舎外壁改修 体育館改修	
46	託麻東小学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●	受変電設備改修 校舎トイレ洋式化	
47	託麻西小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
48	託麻北小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
49	桜木小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
50	東町小学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●	第1棟、第2棟、第9-1棟校舎 外壁改修	
51	麻生田小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	第1棟屋上防水改修 給水管改修	
52	武蔵小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
53	帯山西小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	火災受信機改修	
54	月出小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
55	出水南小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	受水槽改修・キュービクル改修	

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	昇降機	受変電設備・発電設備	給水	浄化槽	空調	プール			
56	健軍東小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	校舎トイレ洋式化改修	
57	城南小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
58	田迎南小学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●		
59	弓削小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
60	託麻南小学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●	第3-1棟、第3-2棟、第3-3棟、第1-1棟校舎外壁改修	
61	山ノ内小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
62	榆木小学校	●	-	●	●	-	●	●	●	●	●	●		
63	川上小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
64	西里小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	第2棟校舎外壁改修 校舎トイレ洋式化	
65	北部東小学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
66	芳野小学校	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●		
67	河内小学校	●	-	●	●	●	●	-	●	●	●	●		
68	飽田東小学校	●	-	●	●	-	●	-	-	●	●	●		
69	飽田南小学校	●	-	-	●	-	●	●	●	-	●	●		
70	飽田西小学校	●	-	-	●	-	●	-	●	●	●	●		
71	中緑小学校	●	-	-	●	-	●	-	●	●	●	●		
72	銭塘小学校	●	●	●	●	-	●	-	●	●	●	●		
73	奥古閑小学校	●		●	●	-	●	-	●	●	●	●		
74	川口小学校	●	●	●	●	-	●	-	●	●	●	●		
75	長嶺小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
76	日吉東小学校	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●	●		
77	桜木東小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	校舎トイレ洋式化改修	
78	富合小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
79	杉上小学校	●	-	●	●	-	●	●	●	●	●	●		
80	隈庄小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
81	豊田小学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	キュービクル改修	
82	植木小学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
83	山本小学校	●	-	●	●	-	●	●	●	●	●	●		
84	田原小学校	●	-	●	●	-	●	●	●	●	●	●		
85	菱形小学校	●	-	●	●	-	●	-	●	●	●	●		
86	桜井小学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●	受変電設備改修 第17棟校舎長寿命化改良	
87	山東小学校	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●		
88	吉松小学校	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
89	田底小学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
90	田迎西小学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●		
91	力合西小学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●		
92	龍田西小学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●		

【学校（中学校）】

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	昇降機	受変電設備 ・発電設備	給水	浄化槽	空調	プール			
1	出水中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
2	白川中学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●	体育館床改修	
3	藤園中学校	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●		
4	花陵中学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
5	城南中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	渡り廊下外壁改修	
6	京陵中学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
7	西山中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	第1棟校舎外壁改修 第1棟校舎西側トイレ改修	
8	江南中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
9	江原中学校	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	第18棟、第20棟外壁改修	
10	竜南中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	第24棟屋上防水改修	
11	桜山中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	第23棟校舎外壁改修	
12	湖東中学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
13	託麻中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	第9棟屋上防水改修	
14	三和中学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●	第20棟校舎教室建具改修	
15	城西中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	屋外階段改修	
16	帯山中学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●		
17	東野中学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●		
18	錦ヶ丘中学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
19	二岡中学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
20	東部中学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●	プールの過機改修	
21	楠中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
22	西原中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
23	武蔵中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	第2-2棟校舎屋上防水改修 キュービクル改修	
24	東町中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
25	出水南中学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●		
26	清水中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	第1棟外壁改修	
27	井芹中学校	●	-	●	●	-	●	●	●	●	●	●		
28	北部中学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●		
29	芳野中学校	●	-	●	●	-	●	●	●	●	●	●		
30	河内中学校	●	-	●	●	-	●	●	●	●	●	●		
31	飽田中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●	体育館床改修	
32	天明中学校	●	-	●	●	-	●	●	●	●	●	●		
33	長嶺中学校	●	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
34	力合中学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
35	龍田中学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●	体育館屋根防水改修	
36	日吉中学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
37	桜木中学校	●	●	●	●	-	●	●	-	●	●	●		
38	富合中学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●		

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	昇降機	受変電設備 ・発電設備	給水	浄化槽	空調	プール			
39	下益城城南中学校	●	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●		
40	鹿南中学校	●	-	●	●	-	●	●	●	●	●	●		
41	五霊中学校	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●		
42	植木北中学校	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

【学校（その他教育施設）】

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	受変電設備 ・発電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
1	必由館高等学校	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	外壁改修 消火水槽改修
2	千原台高等学校	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	
3	平成さくら支援学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
4	あおば支援学校	●	-	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
5	東共同調理場	●	●	-	●	●	-	-	-	-	-	-	●	
6	西原共同調理場	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
7	城西共同調理場	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
8	京陵共同調理場	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
9	日吉共同調理場	●	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	●	
10	武蔵共同調理場	●	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
11	出水南共同調理場	●	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
12	井芹共同調理場	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
13	長嶺共同調理場	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
14	龍田共同調理場	●	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	●	
15	城南共同調理場	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
16	富合共同調理場	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	●	●	
17	植木共同調理場	●	-	-	●	●	●	-	●	-	-	●	●	
18	総合ビジネス専門学校	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	●	●	
19	教育センター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
20	金峰山自然の家	-	-	-	●	●	●	●	●	●	-	●	●	

【主な市民利用施設（複合施設）】

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	受変電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
1	西区役所	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	-	●	直流電源装置改修、音響設備改修
2	大江交流室	●	●	-	●	●	●	●	-	●	-	-	●	防災設備改修
3	託麻まちづくりセンター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
4	秋津まちづくりセンター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
5	東部まちづくりセンター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
6	花園まちづくりセンター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
7	河内まちづくりセンター 芳野分室	●	●	-	●	●	●	-	-	●	-	-	●	
8	飽田まちづくりセンター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	-	●	外壁改修
9	天明まちづくりセンター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	●	屋上防水改修、昇降機設備改修
10	幸田まちづくりセンター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
11	南部まちづくりセンター	●	-	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	自動火災報知設備改修
12	北部まちづくりセンター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
13	清水まちづくりセンター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
14	龍田まちづくりセンター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
15	中央公民館	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
16	五福まちづくり交流センター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	●	●	外壁改修、音響設備改修、トイレ改修
17	河内公民館	●	●	●	●	●	●	-	●	●	-	-	●	
18	アスパル富合	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●	-	●	外壁改修、屋上防水改修、空調設備改修、音響設備改修、舞台照明設備改修
19	火の君文化センター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	空調設備改修
20	城南図書館	●	-	●	●	●	●	-	-	●	-	-	●	特定天井改修
21	植木文化センター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	-	●	空調設備改修、受変電設備改修、舞台機構設備改修
22	男女共同参画センター はあもにい	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
23	くまもと森都心プラザ	■	■	●	●	■	●	●	-	●	-	-	●	
24	総合体育館・青年会館	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	吸収式冷温水機改修、照明制御設備改修

【主な市民利用施設（市民文化系施設）】

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	・受変電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
1	北部公民館西里分館	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
2	勤労青少年ホーム	●	●	-	●	-	●	-	-	●	-	-	●	
3	熊本市市民会館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	●	
4	国際交流会館	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
5	健軍文化ホール	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	●	外壁改修、監視カメラ設備改修、トイレ洋式化
6	熊本城ホール	■	■	■	■	-	●	●	-	●	-	-	●	

【主な市民利用施設（社会教育系施設）】

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	・受変電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
1	市立図書館	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
2	現代美術館	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	●	
3	熊本博物館	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
4	徳富記念園	●	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
5	後藤是山記念館	●	-	-	●	-	●	-	-	●	-	-	●	外壁改修、空調設備改修
6	横井小楠記念館	●	●	-	●	-	●	-	-	●	-	-	●	
7	塚原歴史民俗資料館	●	-	-	●	●	●	-	-	-	-	-	●	
8	田原坂西南戦争資料館	●	-	-	●	-	●	-	●	●	-	-	●	

【主な市民利用施設（スポーツレクリエーション施設）】

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	・受変電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
1	水前寺運動公園 (野球場)	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	●	
2	水前寺運動公園 (競技場)	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	●	改修工事
3	託麻スポーツセンター	●	-	-	●	●	-	-	-	●	-	-	●	
4	田迎公園(運動施設)	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●	●	●	
5	川尻武道館	●	●	-	●	-	-	-	-	●	-	-	●	
6	南部総合スポーツセンター	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●	●	●	

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	・受変電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
7	総合屋内プール	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	
8	天明運動施設	●	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	●	
9	城南総合スポーツセンター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	下水道直結改修
10	龍田体育館	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
11	武蔵塚武道場	●	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
12	富合雁回館	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	●	
13	清水スポーツセンター	●	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
14	北部体育館	●	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
15	明德体育館	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
16	北部武道館	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
17	植木総合スポーツセンター	●	-	-	●	●	-	-	●	-	-	-	●	体育館解体
18	植木弓道場	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
19	植木中央公園体育館	●	-	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
20	城南B&G海洋センター	●	●	-	●	●	-	-	-	-	-	-	●	
21	熊本城	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
22	桜の馬場観光交流施設	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
23	動植物園	●	●	-	●	●	●	●	-	●	-	●	●	
24	北岡自然公園(弓道場)	●	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	

【主な市民利用施設（産業系施設）】

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	・受変電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
1	勤労者福祉センター	●	●	●	●	●	●	-	-	●	-	-	●	
2	食品交流会館	●	●	●	●	●	●	-	-	●	-	-	●	
3	流通情報会館	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	-	●	照明制御設備改修
4	くまもと工芸会館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	●	
5	競輪場	●	-	-	●	●	●	-	-	-	-	-	●	改修工事
6	競輪場(選手宿舎)	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	●	改修工事
7	職業訓練センター	●	-	●	●	●	-	-	-	-	-	-	●	
8	水産振興センター	●	-	-	●	-	-	-	●	●	-	-	●	
9	城南地域物産館	●	-	●	●	●	●	-	●	●	-	-	●	
10	植木地域農産物の駅	●	-	●	●	●	●	-	●	●	-	-	●	

【主な市民利用施設（子育て支援施設）】

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	・受変電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
1	本荘保育園	●	-	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
2	横手保育園	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
3	白山保育園	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
4	京塚保育園	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
5	京町台保育園	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
6	城東保育園	●	-	-	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
7	池上保育園	●	●	-	●	●	●	-	-	-	-	-	●	
8	小島保育園	●	●	-	●	●	●	-	-	-	-	-	●	
9	春日保育園	●	-	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
10	清水保育園	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
11	中島保育園	●	-	-	●	-	●	-	●	-	-	-	●	空調設備改修
12	幸田保育園	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	外壁改修
13	健軍保育園	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
14	麻生田保育園	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
15	西里保育園	●	-	-	●	●	●	-	●	-	-	-	●	外壁改修
16	山本保育園	●	-	-	●	-	●	-	●	-	-	-	●	
17	豊田保育園	●	-	-	●	-	●	-	●	-	-	-	●	
18	田底保育園	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
19	菱形保育園	●	-	-	●	-	●	-	●	-	-	-	●	外壁改修、空調設備改修
20	西原公園児童館	●	●	●	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
21	こども文化会館	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	

【主な市民利用施設（保健・福祉施設）】

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	・受変電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
1	東老人福祉センター	●	-	-	●	●	●	-	-	●	-	●	●	
2	天明老人福祉センター	●	-	-	●	-	●	-	●	-	-	●	●	
3	富合老人福祉センター	●	-	-	●	-	●	-	-	-	-	●	●	
4	北老人福祉センター	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	●	●	
5	西里老人福祉センター	●	-	-	●	●	-	-	-	●	-	●	●	
6	東部はつらつ交流会館	●	-	-	●	-	●	-	-	●	-	-	●	
7	お達者文化会館	●	-	-	●	-	●	-	-	●	-	-	●	空調設備改修
8	南部万年青会館	●	-	-	●	-	●	-	-	●	-	-	●	

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	・受変電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
9	障がい者福祉センター希望荘	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	●	●	空調設備改修
10	こどもセンター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
11	総合保健福祉センター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	-	●	
12	健康センター平成分室	●	●	-	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
13	健康センター清水分室	●	●	-	●	●	●	-	-	●	-	-	●	
14	南部在宅福祉センター	●	-	-	●	●	●	●	-	●	-	-	●	昇降機設備改修
15	植木健康福祉センター	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	-	●	特定天井改修、外壁改修、空調設備改修
16	夢もやい館	●	●	-	●	●	●	-	-	●	-	-	●	

【主な市民利用施設（行政系施設）】

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	・受変電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
1	熊本市庁舎(中央区役所)	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	15階バルコニー防水改修
2	市役所別館(駐輪場)	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	受変電設備改修
3	東区役所	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	-	●	
4	河内まちづくりセンター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	●	
5	南区役所	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	-	●	
6	城南まちづくりセンター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	-	●	
7	北区役所	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	-	●	耐震改修、昇降機設備改修
8	ふれあい文化センター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
9	植木ふれあい文化センター	●	●	-	●	-	●	-	●	-	-	-	●	
10	環境総合センター	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	●	●	
11	計量検査所	●	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
12	小島河川防災センター	●	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	●	
13	東区土木センター	●	-	-	●	●	●	●	-	●	-	-	●	
14	中央・西区土木センター	●	-	-	●	●	●	-	-	●	-	-	●	

【主な市民利用施設（消防施設）】

No.	施設名称	主要な点検項目											日常点検	保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	・受変電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
1	熊本市消防局	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	
2	南熊本庁舎	●	●	-	-	-	●	-	-	-	-	-	●	
3	出水出張所	●	●	-	-	-	●	-	-	-	-	-	●	
4	東消防署	●	●	-	●	●	●	-	-	-	-	-	●	電気設備改修、屋外給水設備改修
5	託麻出張所	●	-	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	外壁改修、屋上防水改修、空調設備改修
6	小山出張所	●	-	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	外壁改修、屋上防水改修、空調設備改修
7	西消防署	●	●	●	●	●	●	-	-	●	-	●	●	
8	池田庁舎	●	-	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
9	田崎出張所	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
10	小島出張所	●	●	-	-	-	●	-	-	-	-	-	●	
11	島崎出張所	●	-	-	●	-	●	-	-	●	-	-	●	
12	河内出張所	●	-	-	●	-	●	-	●	-	-	-	●	
13	南消防署	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	-	●	
14	川尻出張所	●	●	-	-	-	●	-	-	-	-	-	●	
15	飽田天明出張所	●	-	-	●	-	●	-	●	-	-	-	●	
16	富合出張所	●	-	●	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
17	城南出張所	●	-	●	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
18	北消防署	●	-	●	●	●	●	●	-	●	●	-	●	
19	清水出張所	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	外壁改修、屋上防水改修、空調設備改修
20	楠出張所	●	-	-	●	-	●	-	-	-	-	-	●	
21	植木出張所	●	●	-	●	●	●	●	●	●	-	-	●	

【主な市民利用施設（供給処理施設）】

No.	施設名称	主要な点検項目											日常点検	保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	・受変電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
1	西部環境工場	-	-	-	●	●	●	●	-	●	●	●	●	
2	東部環境工場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	扇田環境センター	●	-	-	●	●	-	-	●	●	●	-	●	
4	北部クリーンセンター	●	●	-	●	●	-	-	-	-	-	●	●	
5	西部クリーンセンター	●	-	-	●	●	●	-	●	-	●	●	●	
6	東部クリーンセンター	●	-	-	●	●	-	-	●	-	-	●	●	
7	東部堆肥センター	-	-	-	●	●	●	-	●	-	-	-	●	

【主な市民利用施設（その他の施設）】

No.	施設名称	主要な点検項目											保全実施状況 (R5年度 主な工事等の実績)	
		建築基準法 (第12条点検)			その他点検									日常点検
		建築・設備	外壁	防火設備	消防設備	・受変電設備	空調	昇降機	浄化槽	自動ドア	オイルタンク	ボイラー		
1	辛島公園地下駐車場	●	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-	●	電気設備改修（第3期）、機械設備改修（第3期）
2	辛島公園地下通路	●	-	●	●	-	●	●	-	●	-	-	●	
3	熊本市役所駐車場	●	-	●	●	-	-	●	-	-	-	-	●	
4	武蔵塚駅前自転車駐車場	●	-	-	●	-	-	●	-	-	-	-	●	外壁改修
5	熊本市斎場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	空調設備（全館空調）改修
6	動物愛護センター	●	-	-	●	●	-	-	-	●	-	-	●	
7	東部交流センター	●	●	-	●	●	●	-	●	●	-	-	●	
8	三山荘	●	-	-	●	●	●	-	-	-	-	-	●	
9	西部交流センター	●	-	-	●	●	●	-	-	●	-	-	●	外壁改修

[凡例]

●：対象

■：施設管理組合で実施

(参考) 主な法定点検一覧表

関係法令	対象	点検項目、点検箇所等		点検周期	結果の記録・報告・措置等		
建築基準法	特定建築物定期点検	敷地	地盤、周囲の地形、道路、敷地内通路、空地		3年	法律に基づく報告を行い、かつ不良箇所は修繕等の措置を行う。	
		構造	基礎、柱、梁、壁、床、天井、サッシ、ガラス、外壁、広告等				
		防火	構造区画	防火扉、防火シャッター、排煙窓等			
			内装材料等				
		避難施設	廊下、通路、階段、扉、出口、バルコニー	非常用進入路			
			採光のための開口部	自然換気のための開口部			
	衛生	火気使用室の開口部					
	外壁	外壁がタイル貼り、モルタルの場合		全面打診等 調査概ね10年			
	特定建築物設備等定期点検	換気設備 排煙設備 非常用照明設備 給排水設備		1年			
	防火設備定期点検	防火扉、防火シャッター等		1年			
昇降機等定期点検	エレベーター、小荷物専用昇降機、いす式階段昇降機、段差解消機等 エスカレーター		1年				
消防法	消防用設備等	消火器、消防機関へ通報する火災報知装置、誘導灯及び誘導標識、消防用水、非常コンセント等	機器点検	6ヶ月			
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、自動火災報知設備、排煙設備、避難器具等	機器点検 総合点検	6ヶ月 1年			
		自家発電設備、蓄電池設備等、動力消防ポンプ設備	機器点検 総合点検	6ヶ月 1年			
		配線	総合点検	1年			
		危険物施設	地下貯蔵タンク等				
	労働安全衛生法		ボイラー圧力容器 エレベーター、ゴンドラ	性能検査	1年	性能検査を受け、検査済証を保管	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）	室内環境	室内空気環境測定 ねずみ、害虫防除		2ヶ月 6ヶ月	法律に基づく報告を行い、かつ不良箇所は修繕等の措置を行う。		
	水質検査	水質検査 残留塩素測定		6ヶ月 7日以内			
	水槽管理	受水槽等の清掃		1年			
		排水槽の清掃		6ヶ月			
水道法（簡易専用水道）	水質検査	水質検査		6ヶ月	法律に基づく報告を行い、かつ不良箇所は修繕等の措置を行う。 ※建築物衛生法対象の場合は上記に含まれる。		
		残留塩素測定		7日以内			
	受水槽等	受水槽等の清掃		1年			
高圧ガス保安法	冷凍機	冷凍機保安検査		3年	法律に基づく報告を行い、かつ不良箇所は修繕等の措置を行う。		
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	ボイラー、ごみ焼却法		年2回	測定結果を保存		
電気事業法	受変電設備			保安規定による	点検結果の記録保存、かつ不良箇所等は修繕等を行う。		
	自家発電設備	保安規定に定める定期点検					
	太陽光発電設備						
電気通信事業法	電話交換機設備	電話機器		技術基準による	法律に基づく報告を行い、かつ不良箇所は修繕等の措置を行う。		
フロン排出抑制法	空調設備、冷凍機器等	簡易点検		四半期ごと	点検結果の記録保存、かつ不良箇所等は修繕等を行う。		
		定期点検	(一定規模以上)	1年 3年			
浄化槽法 熊本市浄化槽取扱要綱	浄化槽	保守点検、清掃、定期検査		1週～1年 (人槽による)			

## (5) その他の取組

### 1) 公会計との連携（財政課・資産マネジメント課）

本市では、平成29年度から統一的な基準に基づく財務書類の作成を行っており、あわせて市が所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等の情報を網羅的に記載した固定資産台帳の整備を行っています。

これらの財務書類や固定資産台帳については、市民への財務情報の提供に用いるだけでなく、固定資産台帳の整備により把握が可能となる減価償却費等の情報を、施設白書のコスト分析等に反映させるなどにより、公共施設マネジメントの取組に活用しています。

図表 固定資産台帳の活用



図表 貸借対照表

(令和5年度決算)

<p>&lt;資産&gt; これまでに形成された市の行政サービスを提供するための財産</p> <p><b>固定資産</b> ①有形固定資産 資産のうち道路や学校、市営住宅など有形のもの</p> <p>②無形固定資産 地上権やソフトウェアなど無形のもの</p> <p>③投資その他の資産 減価基金や長期延滞債権、出資金など</p> <p>流動資産 現金預金や財政調整基金など</p>	<p>&lt;資産&gt; 7,864億円 (7,874億円)</p>	<p>固定資産 7,595億円 (7,640億円)</p> <p>内訳 ①有形固定資産 7,091億円 ②無形固定資産 30億円 ③投資その他の資産 474億円</p> <p>流動資産 269億円 (234億円)</p>	<p>固定負債 5,262億円 (5,294億円)</p> <p>流動負債 487億円 (481億円)</p>	<p>&lt;負債&gt; 5,749億円 (5,775億円)</p> <p>&lt;純資産&gt; 2,115億円 (2,099億円)</p> <p>内訳 ①固定資産等形成分 7,638億円 ②余剰分(不足分) ▲5.523億円</p>	<p>&lt;負債&gt; 資産形成のために要した、将来返済や支出をしなければならないもの</p> <p>固定負債 地方債や退職手当引当金など、返済期限が1年を超えて到来する債務</p> <p>流動負債 1年内償還予定地方債や預かり金、賞与等引当金など、返済期限が1年以内に到来する債務</p> <p>&lt;純資産&gt; 資産から負債を差し引いたもの</p> <p>①固定資産等形成分 減価償却累計額を控除した後の固定資産等の残高</p> <p>②余剰分(不足分) 純資産と固定資産等形成分との差引き :負債に対して、現金をはじめとした流動資産等で返済をしようとした場合の不足額<sup>3</sup></p>
--	---	--	---	---	---

※( )内は令和4年度末時点の数値

図表 行政コスト計算書

(令和5年度決算)

行政コスト計算書 (行政コスト 3,703億円)										
<p>&lt;人にかかるコスト&gt; 職員給与費や退職手当引当金繰入金など</p> <p>&lt;物にかかるコスト&gt; 物件費や減価償却費など</p> <p>&lt;移転支出的なコスト&gt; 社会保障給付費や補助金など</p> <p>&lt;その他のコスト&gt; 支払利息や徴収不能引当金繰入金など、上記の3つに属さないその他の費用</p> <p>&lt;臨時損失&gt; 災害復旧事業費や資産売却損など</p>	<table border="1"> <tr> <td>人にかかるコスト 837億円 (838億円)</td> <td>経常収益 149億円(139億円)</td> </tr> <tr> <td>物にかかるコスト 978億円 (978億円)</td> <td>臨時利益 32億円(38億円)</td> </tr> <tr> <td>移転支出的なコスト 1,797億円 (1,723億円)</td> <td rowspan="2">純行政コスト 3,522億円 (3,485億円)</td> </tr> <tr> <td>その他のコスト 47億円(54億円)</td> </tr> <tr> <td>臨時損失 44億円(69億円)</td> <td></td> </tr> </table>	人にかかるコスト 837億円 (838億円)	経常収益 149億円(139億円)	物にかかるコスト 978億円 (978億円)	臨時利益 32億円(38億円)	移転支出的なコスト 1,797億円 (1,723億円)	純行政コスト 3,522億円 (3,485億円)	その他のコスト 47億円(54億円)	臨時損失 44億円(69億円)	
人にかかるコスト 837億円 (838億円)	経常収益 149億円(139億円)									
物にかかるコスト 978億円 (978億円)	臨時利益 32億円(38億円)									
移転支出的なコスト 1,797億円 (1,723億円)	純行政コスト 3,522億円 (3,485億円)									
その他のコスト 47億円(54億円)										
臨時損失 44億円(69億円)										

<経常収益>  
行政サービスを行うことにより得られる収益で、使用料・手数料のほか、分担金・負担金など

<臨時利益>  
資産売却益など

<純行政コスト>  
費用(各コスト及び臨時損失)から収益(経常収益及び臨時利益)を差し引いた収支不足額: 税収や国県等補助金などで賄う必要があるもの

※「物にかかるコスト」には、固定資産台帳の整備により把握される減価償却費が含まれています。

令和5年度減価償却費：約 20,256 百万円

図表 (左) 純資産変動計算書 (右) 資金収支計算書

(令和5年度決算)

<資産>	<負債>		
有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産 流動資産	固定負債 流動負債		
	<純資産>		
	純資産変動計算書は純資産の1年間の変動内容を表すものです。		
		(億円)	
		①純行政コスト	▲ 3,522
		②財源(税収、補助金等)	3,520
		③本年度差額(①+②)	▲ 2
		④資産評価差額	0
		⑤無償所管換等	16
		⑥その他	4
		本年度純資産変動額 A (③+④+⑤+⑥)	18
		前年度末純資産残高 B	2,099
		本年度末純資産残高 (A+B)	2,117
		※端数処理のため合計が一致しない場合がある	

業務活動収支の部 (億円)	
業務支出	3,442
業務収入+臨時収入	3,642
臨時支出	39
業務活動収支	161

投資活動収支の部 (億円)	
投資活動支出	254
投資活動収入	152
投資活動収支	▲ 102

財務活動収支の部 (億円)	
財務活動支出	346
財務活動収入	303
財務活動収支	▲ 43

本年度資金収支額 (億円)	
本年度資金収支額	▲ 7
前年度末資金残高	96
本年度末資金残高	89

前年度末歳計外現金残高 (億円)	
前年度末歳計外現金残高	73
本年度歳計外現金増減額	7
本年度末歳計外現金残高	80
本年度末現金預金残高	169

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

2) 受益者負担の適正化

サービスの提供を受ける利用者にご負担いただく使用料や手数料については、効率的な施設運営や事務改善の推進等を前提に、収入と行政コストのバランスを考慮しながら、受益者負担の適正化を図っています。

本市では、令和元年9月に「熊本市使用料及び手数料の改定のための関係条例の整備に関する条例」を制定し、令和2年度から順次、使用料・手数料の見直しを行っています。

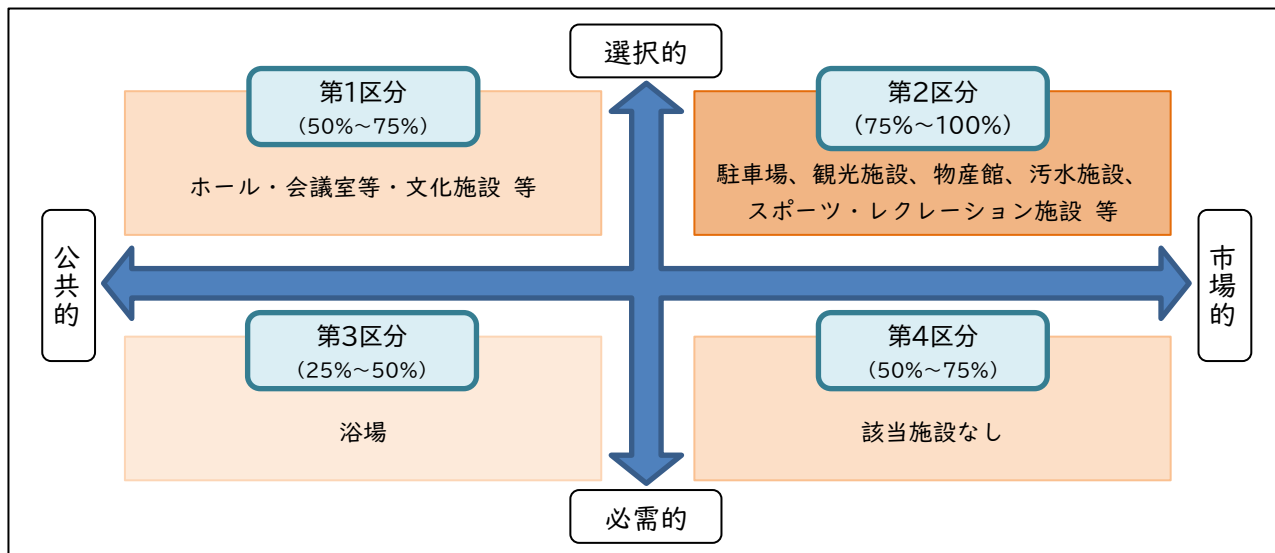
## 【見直し方針】

(使用料) 施設の性格や、提供しているサービスの内容に応じて、本市の各施設に係る「受益者負担の割合」(＝利用者が負担する額／行政コスト)を設定

○見直し例

動植物園 入園料 (大人・高校生：個人) 300円 ⇒ 500円

熊本市総合屋内プール プール使用料 (一般、2時間) 500円 ⇒ 620円



(手数料) 手数料は「必要な方の求めに応じて行う事務の対価」という性格から、必要となる行政コスト全額を受益者の負担とする

○見直し例

住民票の写し、印鑑登録証明等の窓口発行 300円 ⇒ 400円

### 3) 啓発活動

公共施設マネジメントの取組を推進するにあたっては、実際に施設を利用する市民との情報共有に努め、市民参画と協働の取組を進めていく必要があるため、これまでに熊本市公民連携プラットフォームやワークショップなどを開催しています。

また、市民に公共施設の役割や管理の重要性をわかりやすく伝えるために、啓発マンガを作成しています。

なお、これらの取組に関して報告書を作成し、市ホームページへ掲載しています。

#### ① 熊本市公民連携プラットフォーム

年に3回、熊本市公民連携プラットフォームを開催し、様々なテーマで講師の方にご講演をいただいています。

実施年度	講演テーマ
令和2年度	・ PPP・PFI 事業の手続きの流れについて
	・ 公的不動産利活用について
	・ 廃校跡地活用と富山市の PPP/PFI の取組
	・ PPP/PFI 推進の枠組みと国土交通省の取組 ・ 横浜市の公民連携（共創）の取組について
令和3年度	・ PPP/PFI の進め方と先進事例について
	・ 福岡市の取組を通じた 20 年の振り返り
	・ 公共施設マネジメントにおける広域連携 ・ 地域企業における公民連携事業の取組
	・ 包括施設管理 あたらしい公民連携の形 ・ PPP/PFI 事業における提案書のポイント
令和4年度	・ 熊本市の公共施設マネジメントについて
	・ PPP/PFI 事業の概要と先進事例及び閉校利活用の紹介
	・ 大成建設のリニューアル ZEB の取組 ・ 地域課題解決に向けた地域企業の参画
	・ インフラメンテナンス最前線 ～広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進に向けて～
令和5年度	・ 公共「負」動産を売却するための 2つのポイント
	・ 公共施設の総量縮減と跡地活用
	・ 官民連携による「まちづくり」 ・ 地元企業のための PPP/PFI について
	・ まちづくりと公民連携 ・ 地域密着型公民連携の進め方

## ② 出前講座

本市の公共施設マネジメント等にご興味のある市民の方に向けて「熊本市の公共施設マネジメントについて～熊本市公共施設等総合管理計画～」という講座を開設しています。

本講座では、公共施設の現状や本市の公共施設マネジメントの取組に加え、公会計に基づく財務書類（貸借対照表など）の見方や、他都市との比較による熊本市の財務状況などについてご紹介をしています。

※出前講座・・・市民の皆様の学習活動を支援するため、熊本市役所や国の機関、病院や大学、その他の団体などの職員を講師として派遣し、業務の取組などのお話や説明をする制度です。



### ③ 公共施設マネジメントワークショップ

市民の皆さまと、公共施設の現状や各区のまちづくりの方針等を共有するとともに、これからの公共施設のあり方などについて一緒に考える「公共施設マネジメントワークショップ」を、令和5年度に計3回開催しました。

ワークショップでは、市内大学との連携のもと、地域の方や近隣大学の学生などに参加していただき、公共施設マネジメントゲーム（ボードゲーム）の体験を通じて、少子高齢化や人口減少を踏まえた「まち」づくりと「公共施設マネジメント」を考えました。



公共施設マネジメントワークショップ・ゲームの様子



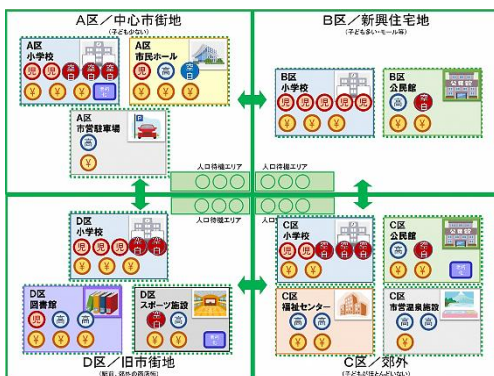
【熊本大学 中央図書館】



【熊本県立大学】



【熊本大学 教育学部棟】



(初期配置)



公共施設マネジメントゲームでの話し合いの結果

#### 4) 財源確保の取組

市の財源確保に向けて、未利用地などの売却や貸付等による利活用に取り組むとともに、市有資産を広告媒体とした広告事業を実施しています。

取組内容	件数	金額	備考
未利用地の売却 ※	4	約 1,208 百万円	令和 5 年度実績
自動販売機設置に係る貸付	60	約 35 百万円	令和 5 年 4 月時点
広告事業	-	約 30 百万円	令和 5 年度実績

※ 民間事業者等に売却した場合、固定資産税が新たに市の収入となります。

(参考) 表中「自動販売機設置に係る貸付」とは別に、平成 31 年 4 月から公民連携による公園内自動販売機設置の公募を実施（民間企業との協定締結）（公園課）

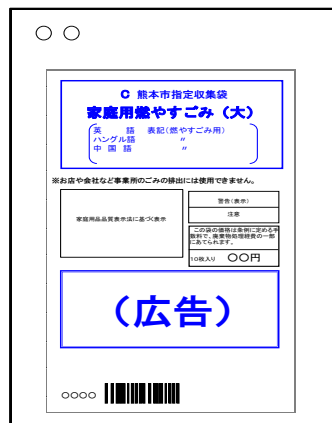
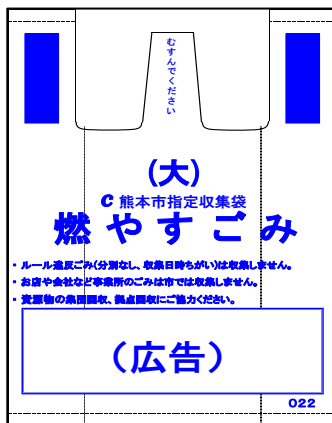
協定内容：・設置事業者が公園内の除草等一部維持管理を担う ・災害時には飲料水を無償提供

対象公園：錦ヶ丘公園ほか 3 公園



○広告付地図案内板（市役所本庁舎 1 F）（管財課）

○市ホームページバナー広告（広報課）



○指定収集袋に広告を掲載（指定収集袋・外袋）（廃棄物計画課）



○公園に設置されている「災害対応型自動販売機」

## 5) その他

### ① 地域エネルギー事業（脱炭素戦略課）

市有施設におけるエネルギーの最適化と災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を目的として、本市が出資する地域エネルギー会社（スマートエナジー熊本株式会社）と連携し、環境工場で発電した電力を市有施設で活用する電力供給事業、大型蓄電池を活用した電力の需給調整、自営線・電気自動車等の充電設備の整備、全庁的なエネルギーマネジメント等の温室効果ガス排出量の削減と市有施設の防災力の向上に取り組んでいます。

### ② 照明灯のLED化（脱炭素戦略課、道路保全課、みどり公園課）

これまで、市有施設の省エネルギー化による温室効果ガスの排出量の削減や水銀フリー社会の実現を目指し、平成30年度（2018年度）から道路照明灯、令和元年度（2019年度）から公園照明灯、令和2年度（2020年度）から学校教育施設と消防施設における照明（蛍光灯及び水銀灯）、令和3年度（2021年度）からその他の市有施設（公営企業が所管する施設、建替えや改修予定がある施設等を除く）における照明のLED化に取り組んできました。引き続き、国の政府実行計画に即し、令和12年度（2030年度）までにLED照明の導入割合が100%となるよう、特殊な道路照明灯（デザイン灯など）、学校教育施設の体育館等におけるメタルハイドランプ及び学校教育施設と消防施設におけるダウンライトや非常灯などについても、照明のLED化を検討します。

### ③ 庁舎等における余剰スペースの有効活用

職員が働く環境を整え、業務を効率化することで生産性を上げ、また、サービスの向上を図ることを目的として、全庁的に窓口や執務室の整理・整頓を実施しています。

これらの取組を通じて生じた余剰スペースについては、一部を多目的交流スペース等に転用し、庁内の打合せ時に使用するほか、来庁者の方にも学習コーナーや、公民館講座での作品を展示するギャラリーコーナーとして利用してもらうなど、有効活用を図っています。



多目的交流スペース（花園まちづくりセンター）

### ④ 熊本連携中枢都市圏構成市町村等との連携

熊本連携中枢都市圏構成市町村及びその他県内地方公共団体における公共施設マネジメント担当職員が参加する意見交換会を、熊本市公民連携プラットフォームと同日に開催するなど、公共施設等に関する各地方公共団体の現状や課題、公共施設マネジメントの取組等について情報共有や意見交換を実施しています。



熊本連携中枢都市圏担当者会議



熊本市公民連携プラットフォーム・行政職員意見交換会